

# 入札公告

## 物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項による。

平成28年6月22日

東広島市長 藏田 義雄

### 1 入札に付する事項

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 物品・委託役務の名称  | 平成28年度地域センター等消防用設備等点検及び防火対象物定期点検業務          |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 13-28-0008                                  |
| (3) 物品・委託役務内容   | 東広島市内の地域センター等において、消防用設備等点検及び防火対象物定期点検を行うもの。 |
| (4) 納入・履行期間     | 契約締結日の翌日から平成29年3月10日まで                      |
| (5) 納入・履行(就業)場所 | 平岩地域センターほか32施設                              |
| (6) 予定価格        | 非公表   |
| (7) 最低制限価格      | なし  |
| (8) 入札方式        | 一般競争入札                                      |
| (9) 入札区分        | 紙入札   |
| (10) 契約種別       | 総価契約  |

### 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 平成25年4月1日～平成28年12月31日までの東広島市物品調達等及び委託役務に係る競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	建築保全>消防設備点検
イ 法令等による登録等	問わないものとする。
ウ 技術者	問わないものとする。
エ 営業所等所在地 ※本店とは、法人にあつては登記されている本店とし、個人事業者にあつては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市(町)の法人市(町)民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者
オ 会社の履行実績	問わないものとする。
カ その他	平成26年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2(1)のいずれにも該当しないこと。

### 3 その他の入札条件

- 使用する契約約款は、東広島市の業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの）（東広島市ホームページ掲載）とする。
- 東広島市の消防設備等点検業務標準共通事項（東広島市ホームページ掲載）を適用する。

## 4 日程等

手 続 き 等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	平成28年6月22日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 総務部 契約課 物品役務係（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 電話番号 082-420-0930 ファックス番号 082-431-0077
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成28年6月22日～ 平成28年7月12日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無 : 無
ウ 質問書提出期間	平成28年6月22日～ 平成28年6月29日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 生活環境部 地域づくり推進課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁北館1階） 電話番号 082-420-0924 ファックス番号 082-423-0270  質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
エ 回答書閲覧期間	平成28年7月4日～ 平成28年7月12日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 入札期間	平成28年7月8日～ 平成28年7月11日 (午前8時30分～午後5時15分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。）
カ 開札日時	平成28年7月12日 午前11時30分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、直ちに開札会場で再度の入札を2回を限度として行う。この場合、開札に立ち会わなかった者、入札に参加しなかった者並びに無効の入札をした者は再度の入札に参加できない。 なお、入札者が立会いできない場合は、委任状の提出により代理人での立会いができる。 委任状の様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
キ 事後審査	開札後、落札を保留し、落札候補者となったものについて入札参加資格要件を審査する。	入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出は求めない。

## 5 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係  
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）  
電話番号 082-420-0930  
ファックス番号 082-431-0077

平成28年度地域センター等消防用設備等点検及び  
防火対象物定期点検業務 仕様書

1 業務名

平成28年度地域センター等消防用設備等点検及び防火対象物定期点検業務

2 履行場所

東広島市平岩地域センターほか32施設

3 履行期間

契約締結日の翌日から平成29年3月10日まで

4 業務対象施設の名称

東広島市平岩地域センターほか32施設

5 業務内容

施設名	位置等	業務内容	
		(1)消防用 設備等点検	(2)防火対象 物定期点検
東広島市平岩地域センター	東広島市西条町寺家520番地12	○	○
東広島市寺西地域センター	東広島市西条町寺家3166番地1	○	○
東広島市郷田地域センター	東広島市西条町郷曾1130番地5	○	○
東広島市板城地域センター	東広島市西条町馬木565番地1	○	○
東広島市三永地域センター	東広島市西条町下三永927番地2	○	○
東広島市御菌宇地域センター	東広島市西条町御菌宇7200番地	○	○
東広島市東西条地域センター	東広島市西条土与丸二丁目3番4号	○	○
東広島市川上地域センター	東広島市八本松飯田八丁目19番49号	○	○
東広島市原地域センター	東広島市八本松町原3561番地	○	○
東広島市吉川地域センター	東広島市八本松町吉川435番地1	○	○
東広島市八本松地域センター	東広島市八本松南二丁目1番1号	○	○
東広島市東志和地域センター	東広島市志和町志和東3887番地1	○	○
東広島市志和堀地域センター	東広島市志和町志和堀857番地	○	○
東広島市高屋東地域センター	東広島市高屋町白市550番地	○	○
東広島市高屋西地域センター	東広島市高屋町杵原1316番地1	○	○
東広島市小谷地域センター	東広島市高屋町小谷5560番地	○	○
東広島市造賀地域センター	東広島市高屋町造賀3638番地1	○	○
東広島市高美が丘地域センター	東広島市高屋高美が丘四丁目34番2号	○	○

東広島市上戸野地域センター	東広島市福富町上戸野2555番地	○	
東広島市清武西地域センター	東広島市豊栄町清武3756番地1	○	○
東広島市清武地域センター	東広島市豊栄町鍛冶屋603番地	○	○
東広島市安宿地域センター (大ホールを含む。)	東広島市豊栄町安宿3876番地1	○	○
東広島市乃美地域センター (大ホールを含む。)	東広島市豊栄町乃美3163番地	○	○
東広島市能良地域センター (大ホールを含む。)	東広島市豊栄町能良1324番地	○	○
東広島市吉原地域センター (大ホールを含む。)	東広島市豊栄町吉原2243番地1	○	○
東広島市河内地域センター 大ホール	東広島市河内町中河内1205番地	○	○
東広島市河戸地域センター	東広島市河内町河戸2080番地1	○	○
東広島市宇山地域センター (大ホールを含む。)	東広島市河内町宇山1481番地	○	○
東広島市入野地域センター	東広島市河内町入野2650番地	○	○
東広島市小田地域センター (大ホールを含む。)	東広島市河内町小田2182番地	○	○
東広島市木谷地域センター	東広島市安芸津町木谷4127番地2	○	
東広島市風早地域センター	東広島市安芸津町風早1214番地1	○	
板城西地区拠点施設	東広島市黒瀬町国近344番地1	○	

(1) 別に記載する防火対象物における消防用設備等の点検及び報告(消防法第17条の3の3)

(2) 別に記載する防火対象物における定期点検(消防法第8条の2の2)

## 6 業務目的

### (1) 消防用設備等点検

消防用設備等について専門的見地から点検等により劣化及び不具合の状況を把握し、故障・不具合を防止し、災害時における機能発揮に支障がない状態の維持に資すること。

### (2) 防火対象物定期点検(「5業務内容」において業務内容として該当がある場合)

防火管理者の業務内容若しくは防火対象物の防火管理状況等について、専門的見地から消防法第8条の2の2に規定する防火対象物の定期点検により、施設の防火管理の徹底を行うこと。

## 7 業務仕様

(1) 本仕様書に定めがない事項は、添付の消防用設備等点検業務標準事項(以下、「標準事項」という。)による。

(2) 本仕様書及び標準事項に定めがない事項は、施設管理担当者と協議するものとする。受注者は業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について前任の受注者から十分引き継

ぎを受けること。また、受注者の変更がある場合は、後任の受注者が業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について後任の受注へ十分に引き継ぎをすること。

- (3) 著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法等の使用に関しては、その費用負担及び仕様交渉の一切を受注者において行うものとする。

## 8 業務対象施設の概要

施設名称	用途 (消防法施行令(以下「施行令」という。)第6条の規定による防火対象物である場合における施行令別表第一の該当区分)	階層、構造、規模等
東広島市平岩地域センター	施行令別表第1 第1項ロ	R C造 1階建て 延べ面積 508 m <sup>2</sup>
東広島市寺西地域センター	施行令別表第1 第1項ロ	R C造 1階建て 延べ面積 959 m <sup>2</sup>
東広島市郷田地域センター	施行令別表第1 第1項ロ	R C造 1階建て 延べ面積 1,011 m <sup>2</sup>
東広島市板城地域センター	施行令別表第1 第1項ロ	R C造 1階建て 延べ面積 518 m <sup>2</sup>
東広島市三永地域センター	施行令別表第1 第1項ロ	R C造 1階建て 延べ面積 513 m <sup>2</sup>
東広島市御菌宇地域センター	施行令別表第1 第1項ロ	R C造 1階建て 延べ面積 513 m <sup>2</sup>
東広島市東西条地域センター	施行令別表第1 第1項ロ	S造 1階建て 延べ面積 798 m <sup>2</sup>
東広島市川上地域センター	施行令別表第1 第1項ロ	R C造 1階建て 延べ面積 811 m <sup>2</sup>
東広島市原地域センター	施行令別表第1 第16項イ	R C造 2階建て 延べ面積 1,204 m <sup>2</sup>
東広島市吉川地域センター	施行令別表第1 第1項ロ	R C造 1階建て 延べ面積 626 m <sup>2</sup>
東広島市八本松地域センター	施行令別表第1 第1項ロ	R C造 2階建て 延べ面積 1,304 m <sup>2</sup>
東広島市東志和地域センター	施行令別表第1 第1項ロ	R C造 1階建て 延べ面積 507 m <sup>2</sup>
東広島市志和堀地域センター	施行令別表第1 第1項ロ	R C造 1階建て 延べ面積 507 m <sup>2</sup>
東広島市高屋東地域センター	施行令別表第1 第1項ロ	R C造 2階建て 延べ面積 536.22 m <sup>2</sup>
東広島市高屋西地域センター	施行令別表第1 第1項ロ	R C造 2階建て 延べ面積 944 m <sup>2</sup>
東広島市小谷地域センター	(防火対象物でない。)	R C造 1階建て

		延べ面積 452 m <sup>2</sup>
東広島市造賀地域センター	施行令別表第 1 第 1 項口	R C 造 1 階建て 延べ面積 531 m <sup>2</sup>
東広島市高美が丘地域センター	施行令別表第 1 第 1 項口	R C 造 1 階建て 延べ面積 859 m <sup>2</sup>
東広島市上戸野地域センター	(防火対象物でない。)	S 造 1 階建て 延べ面積 317 m <sup>2</sup>
東広島市清武西地域センター	施行令別表第 1 第 1 項口	W 造 1 階建て 延べ面積 477 m <sup>2</sup>
	大ホール	施行令別表第 1 第 15 項 R C 造 1 階建て 延べ面積 693 m <sup>2</sup>
東広島市清武地域センター	施行令別表第 1 第 1 項口	R C 造 2 階建て 延べ面積 818 m <sup>2</sup>
東広島市安宿地域センター	施行令別表第 1 第 1 項口	W 造 2 階建て 延べ面積 927.47 m <sup>2</sup>
	大ホール	施行令別表第 1 第 15 項 S 造 2 階建て 延べ面積 862.25 m <sup>2</sup>
東広島市乃美地域センター	施行令別表第 1 第 1 項口	R C 造 1 階建て 延べ面積 489 m <sup>2</sup>
	大ホール	施行令別表第 1 第 15 項 S 造 2 階建て 延べ面積 770 m <sup>2</sup>
東広島市能良地域センター	施行令別表第 1 第 16 項イ	W 造 1 階建て 延べ面積 430.29 m <sup>2</sup>
	大ホール	施行令別表第 1 第 15 項 S 造 1 階建て 延べ面積 780.24 m <sup>2</sup>
東広島市吉原地域センター	施行令別表第 1 第 1 項口	S 造 1 階建て 延べ面積 441.16 m <sup>2</sup>
	大ホール	施行令別表第 1 第 15 項 S 造 1 階建て 延べ面積 825 m <sup>2</sup>
東広島市河内地域センター 大ホール	施行令別表第 1 第 1 項口	S 造 1 階建て 延べ面積 663.5 m <sup>2</sup>
東広島市河戸地域センター	施行令別表第 1 第 1 項口	W 造 1 階建て 延べ面積 344 m <sup>2</sup>
東広島市宇山地域センター	施行令別表第 1 第 16 項イ	R C 造 2 階建て 延べ面積 841 m <sup>2</sup>
	大ホール	施行令別表第 1 第 15 項 S 造 1 階建て 延べ面積 699 m <sup>2</sup>
東広島市入野地域センター	施行令別表第 1 第 1 項口	R C 造 2 階建て 延べ面積 872.42 m <sup>2</sup>

東広島市小田地域センター	施行令別表第1 第1項ロ	R C造 2階建て 延べ面積 997.66 m <sup>2</sup>
大ホール	施行令別表第1 第15項	R C造 2階建て 延べ面積 534.64 m <sup>2</sup>
東広島市木谷地域センター	(防火対象物でない。)	R C造 2階建て 延べ面積 457 m <sup>2</sup>
東広島市風早地域センター	(防火対象物でない。)	R C造 2階建て 延べ面積 469 m <sup>2</sup>
板城西地区拠点施設	(防火対象物でない。)	R C造 2階建て 延べ面積 243 m <sup>2</sup>

## 9 機器点検及び総合点検等を行う消防設備の名称、数量等

点検の区分と実施時期は次のとおりとする。また、点検項目等については別紙「点検明細一覧表」のとおりとする。

施設名	点検の実施時期、内容及び方法	
	機器点検 (平成28年10月14日までに実施)	機器点検・総合点検 (平成29年3月10日までに実施)
別紙1のとおり	1回	1回

※例外があるので、特記事項参照のこと。

## 10 業務詳細

(1) 各設備等の点検方法等は、次に基づき実施すること。

- ①消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年10月16日消防庁告示第14号）に基づき実施すること。
- ②消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号）
- ③消防用設備等の点検要領の全部改正について（平成14年6月11日消防予第172号）

(2) 非常用電源として設置されている非常用電源専用受電設備、蓄電池設備及び燃料電池設備は、電気事業法による自家用電気工作物としての適用を受けるので、当該設備を有する施設にあっては、その施設に選任された電気主任技術者と防火管理者の立会いのもとに点検を行うよう努めること。また、電気事業法による保安規定に基づく維持管理が必要であるため、この点検と同時にを行うよう計画するよう努めること。

(3) 消防用設備等点検表示制度の運用の有無について

消防用設備点検表示制度の運用	当業務においては (該当する) ・しない
----------------	----------------------

※「該当する」と記載した業務については、次に基づき実施するものとする。

- ①消防用設備等点検済表示制度について（平成 8 年 4 月 5 日消防予第 61 号）
- ②消防用設備等点検済表示制度推進要綱（平成 3 年 4 月 1 日消安セ規定第 11 号）

1 1 防火対象物定期点検（「5 業務内容」において業務内容として該当がある場合）

(1) 点検内容

消防法及び同法施行規則第 4 条の 2 の 6 に定める点検基準に適合しているかについて、関係法令に基づき点検を実施するものとする。

(2) 報告書の提出について

消防法施行規則第 4 条の 2 の 4 第 3 項の規定による様式（防火対象物点検結果報告書及び防火対象物点検票等）によること。

1 2 その他

(1) 部分払い

①本委託は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

履行区分	支払金額	支払種別
機器点検（6 ヶ月点検）	円	部分払（部分引渡し）
機器点検及び総合点検（1 年点検） 防火対象物定期点検	円	完了払

②部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていないなければならない。

1 3 特記事項

(1) 消防設備等点検業務の点検実施回数及び点検時期

「9 機器点検及び総合点検等を行う消防設備の名称、数量等」に示すとおり、消防用設備等の点検の回数は、年 2 回としその点検時期は、次のとおりとする。ただし、高屋東地域センターについては耐震改修工事中のため、1 回目の機器点検は行わない。

1 回目（機器点検） 契約締結日の翌日から平成 28 年 10 月 14 日まで

2 回目（機器点検及び総合点検） 平成 29 年 3 月 10 日まで

(2) 消防設備等点検業務実施に当たっての留意事項

ア 消防用設備等の点検は、消防設備士又は消防設備点検資格免許を保有する者が、それぞれ免許に記入されている種類の点検を行うものとする。

イ 受注者が点検等の業務を行う際には、施設管理担当者等を立ち合わせるものとする。

ウ 受注者は、定期点検等の結果、必要があるときは施設管理者等との協議の上、消防用設備の調整若しくは修理を行う。なお、修理にあたって本契約金額とは別に費用を要する場合は、事前に発注者に報告を行い、その指示に従うものとする。

(3) 防火対象物定期点検業務実施に当たっての留意事項

ア 点検実施回数及び点検時期

防火対象物の点検の回数は、年 1 回とし、その点検時期は、発注者と協議により決定する。

イ 防火対象物の定期点検は、消防法施行規則第 4 条の 2 の 4 第 4 項に規定する防火対象物点



検資格者が行うものとする。

ウ 受注者が点検等の業務を行う際には、施設の防火管理者等を立ち合わせるものとする。

エ 受注者は、定期点検の結果、不備内容については是正等助言もしくはその他必要事項の指導を行うものとする。

(4) その他業務実施に当たっての留意事項

ア 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受注者は、業務実施前に発注者と事前に協議し、作業ごとに実施日時・作業方法等を決定し、業務実施計画書（工程表）を作成し、提出するものとする。

ウ 業務の実施に当たっては、施設利用者等に対して礼儀正しく応対し、不快感を与えるような言動その他の施設利用者等の迷惑とならないよう注意すること。

エ 業務の実施に当たっては、施設内で執務する職員等に支障のないように十分注意すること。

オ 業務の実施に当たっては必要な関係官庁への届出は、発注者と打合せの上、遺漏のないよう行うものとする。

カ 業務の実施に当たって、万一事故が発生した場合には、迅速かつ的確な処理を講じたうえで、速やかに発注者に報告する。

キ 受注者は、点検等の結果、不具合若しくはその兆候を確認したとき又は修理を必要とする箇所が発見されたときは、直ちに不具合の状況の説明、又は具体的にその内容を明らかにした書面をもって、発注者に通知し、指示を受けるものとする。

ク 施設管理者等より業務の実施状況についての確認の求めがあった場合には、これに立ち会う。

【地域センター消防設備機器リスト】

	消火器		漏電火災警報装置					屋内・屋外消火栓設備										パッケジ型消火設備	自動火災報知設備															非常放送設備						誘導灯及び誘導標識		非常電源専用受電設備	
	小型粉末消火器加圧式	小型粉末消火器蓄圧式	電源	受信機	変流器	漏洩電流検出状況及び音響装置	配線（総合点検時）	加圧送水装置	操作盤	消火栓箱	起動スイッチ	表示灯	呼水装置	水源	放水試験（総合点検時）	消火栓ホース耐圧試験	配線（総合点検時）		パッケジ型消火設備	P型2級受信機（10回線以下）	P型1級受信機（10回線以下）	副受信機	差動式スポット型感知器	定温式スポット型感知器	煙感知器光電式・イオン化式	差動分布型感知器	炎感知器	発信機P-1/P-2	表示灯	地区音響装置	消火栓起動装置	常用電源（交流電源）	非常電源（蓄電池設備）	配線（総合点検時）	増幅器操作部（200W以下）	スピーカー回線	音量調整器	起動装置（押し釦）	常用電源（交流電源）	非常電源（蓄電池設備）	配線（総合点検時）	誘導灯	配線（総合点検時）
	数量/本	数量/本	数量/組	数量/面	数量/組	数量/式	数量/台	数量/台	数量/個	数量/個	数量/式	数量/式	数量/式	数量/本	数量/式	数量/式	数量/式	数量/台	数量/台	数量/台	数量/個	数量/個	数量/個	数量/個	数量/個	数量/個	数量/個	数量/個	数量/個	数量/組	数量/組	数量/式	数量/台	数量/個	数量/個	数量/個	数量/組	数量/組	数量/式	数量/式	数量/式	数量/式	数量/式
1 平岩地域センター	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	15	5	3	0	0	1	1	1	0	1	1	1	1	13	13	1	1	1	1	3	1	0	0
2 寺西地域センター	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	28	4	5	0	0	2	2	0	0	1	1	1	1	14	14	1	1	1	1	6	1	0	0
3 郷田地域センター	2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	28	12	3	0	0	2	2	3	0	1	1	1	1	15	15	1	1	1	1	9	1	0	0
4 板城地域センター	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	17	9	2	0	0	1	1	1	0	1	1	1	1	8	8	1	1	1	1	6	1	0	0
5 三永地域センター	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	13	3	2	0	0	1	1	1	0	1	1	1	1	8	8	1	1	1	1	5	1	0	0
6 御園宇地域センター	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	18	5	2	0	0	1	1	1	0	1	1	1	1	9	9	1	1	1	1	5	1	0	0
7 東西条地域センター	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	10	6	11	0	0	2	2	2	0	1	1	1	1	16	16	1	1	1	1	8	1	0	0
8 川上地域センター	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	27	5	6	0	0	2	2	2	0	1	1	1	1	12	12	1	1	1	1	3	1	0	0
9 原地域センター	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	22	7	3	3	0	2	2	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	7	1	0	0	
10 吉川地域センター	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	21	6	2	0	0	2	2	2	0	1	1	1	1	14	14	1	1	1	1	6	1	0	0
11 八本松地域センター	7	2	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0	0	1	0	45	9	11	0	0	3	3	3	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	13	2	1	1
12 東志和地域センター	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	22	6	2	0	0	1	1	2	0	1	1	1	1	10	10	1	1	1	1	6	1	0	0
13 志和堀地域センター	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	18	10	2	0	0	1	1	2	0	1	1	1	1	11	11	1	1	1	1	7	1	0	0
14 高屋東地域センター	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	21	4	2	0	0	2	2	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	13	2	0	0	
15 高屋西地域センター	3	12	0	0	0	0	1	1	2	2	2	1	1	1	4	1	0	1	0	0	28	7	5	0	0	2	2	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	10	1	0	0	
16 小谷地域センター	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	18	4	2	0	0	2	2	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	5	1	0	0	
17 造賀地域センター	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	18	6	2	0	0	2	2	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	6	1	0	0	
18 高美が丘地域センター	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	13	6	9	0	0	2	2	0	0	1	1	1	1	23	23	1	1	1	1	17	3	0	0
19 上戸野地域センター	0	5	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	12	7	5	0	0	1	1	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	4	1	0	0	
20 清武西地域センター	0	11	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	32	14	6	9	0	3	3	3	0	2	2	2	1	4	4	1	1	1	1	10	2	0	0
21 清武地域センター	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	24	5	3	0	0	2	2	2	0	1	1	1	1	26	26	1	1	1	1	7	1	0	0
22 安宿地域センター	0	15	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	0	28	14	33	0	0	7	7	7	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	16	2	0	0
23 乃美地域センター	0	12	0	0	0	0	1	1	3	3	3	1	1	1	6	1	0	0	2	0	30	5	4	5	0	4	4	4	0	2	2	2	1	19	19	1	1	1	1	8	2	1	1
24 吉原地域センター	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	31	10	15	0	0	3	3	3	0	1	1	1	1	13	13	1	1	1	1	11	2	0	0
25 河内地域センター(大ホール)	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	18	5	4	0	6	2	2	2	0	1	1	1	1	13	13	1	1	1	1	12	1	0	0
26 河戸地域センター	2	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	35	3	1	0	0	1	1	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	4	1	0	0	
27 宇山地域センター	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	25	11	7	4	0	3	3	3	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	10	3	0	0	
28 入野地域センター	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	14	6	12	0	0	3	3	4	0	1	1	1	1	13	13	1	1	1	1	12	3	0	0
29 小田地域センター	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	31	1	10	4	0	3	3	6	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	19	4	0	0	
30 木谷地域センター	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	16	3	2	0	0	2	2	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	
31 風早地域センター	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	17	3	2	0	0	2	2	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	
32 能良地域センター	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	42	8	2	6	1	3	3	3	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	13	2	0	0	
33 板城西地区拠点施設	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	9	2	1	0	0	2	2	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	
合計	29	242	4	4	4	4	3	3	6	6	6	2	3	3	11	3	4	29	8	3	746	211	181	31	7	72	72	75	0	37	37	37	18	241	241	18	18	18	18	268	49	2	2